

事務連絡
令和8年2月27日

関係各位

鹿沼市長 松井正一
(公印省略)

建設工事の「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について（通知）

日頃より、市政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和8年3月から運用する労務単価（新労務単価）は、旧労務単価と比べ全国平均で4.5%の引上げとなったため、技能労働者の適切な賃金水準の確保の観点から、下記のとおり特例措置を定めましたので、お知らせいたします。

記

1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、鹿沼市建設工事請負契約書第52条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

旧労務単価を適用して予定価格を積算した工事のうち、令和8年3月4日以降に契約を行うもの。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P(\text{新}) \times k$$

上記算定式において、P（新）及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P（新）：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

4 その他

本通知に基づく受注者からの協議の期限は、令和8年5月29日までとする。

行政経営部契約検査課工事検査係
電話 0289-63-2149
FAX 0289-63-2273